

納税協会 会員の皆様へ



納税協会の企業地震保険

企業財産保険＋財物損害補償特約＋地震・噴火危険補償特約（財物損害補償特約用）

地震災害に対する備えに……

世界有数の地震国、日本！
いつ、どこで大地震が発生しても
不思議ではありません。

納税協会の企業地震保険の3つの特長

1

企業財産保険
（プロパティガード）に
セットできます。

2

保険料は月払口座振替で
お支払いいただけます。

3

専門スタッフによる建物・設備・
機械等の「評価サービス」
がご利用になれます。

保険金をお支払いする主な場合

納税協会の企業地震保険の地震・噴火危険補償は
地震または噴火により生じた

1. 火災、破裂・爆発
2. 損壊、埋没
3. 津波、洪水等の水災

によって保険の対象が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

●お支払例



地震で火災が発生し、建物等が焼失した



地震で建物が倒壊、損傷を受けた



地震による津波で建物が流された

保険金のお支払方法

「納税協会の企業地震保険」では、損害額に対する支払割合（縮小支払割合）を約定していますので、損害額に縮小支払割合を乗じた金額を保険金としてお支払いします。

●支払保険金の計算式

支払保険金＝（損害額－自己負担額）×縮小支払割合

（注）主契約の保険金額が保険価額^{（※）}に満たない場合には、支払保険金は実際の損害額に保険金額の保険価額^{（※）}に対する割合および縮小支払割合を乗じて計算されます。

（※）損害が生じた地および時における保険の対象の価額（保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力の物を再築または再取得するのに必要な金額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いての現在価値として算出した金額）をいいます。

納税協会の企業地震保険のご加入にあたって

企業財産保険
(プロパティガード)
+
財物損害補償特約



地震・噴火危険補償特約
(財物損害補償特約用)



納税協会の企業地震保険

- 地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)だけではご加入できません。
- ご加入に必要な情報収集を行いますので、ご協力をお願いします。

地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)をおつけになれる物 (財物損害補償特約の保険の対象と同様とします。)



建物



什器(じゅうき)・備品

(商品、製品等はお引き
受けできません。)



機械類

- 住居部分のある建物については別途地震保険でのお引受けとなります。

*企業財産保険(プロパティガード)では、個人が所有する住居部分がある建物および家財はお引き受けできません。

(注) 建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。

縮小支払割合の約定

保険金額^(※)とは別に、地震損害に対する支払割合(縮小支払割合)を約定します。

(※) 地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)の保険金額は、財物損害補償特約の保険金額と同額となります。

- *このチラシは保険の概要をご案内したものです。詳細につきましては取扱代理店または弊社にお問い合わせください。
- *弊社の損害保険募集人は保険契約の締結の代理権を有しています。
- *ご契約に際しては、「重要な事項のご説明(重要事項説明書)」をお渡ししておりますので必ずお読みください。



公益財団法人 納税協会連合会

引受保険会社

お問合せ・お申込みは

AIU損害保険株式会社

〒130-8560 東京都墨田区錦糸1-2-4
TEL03-3216-6611 <http://www.aiu.co.jp>
受付時間:午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)